

「島根県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案」に寄せられたご意見とご意見に対する県の考え方

防災部原子力安全対策課

募集期間：令和4年1月17日（月）～2月17日（木）

ご意見の提出者数：1名

No.	ご意見の内容（概要）	ご意見に対する県の考え方
1	<p>島根2号機の再起動については規制委員会が認めたが、避難方法は規制委員会の審議に入っておらず国に丸投げ→県や市に丸投げしている状況です。計画案を見ても細かい詰めも無く具体策に欠けてると思います。</p>	<p>エネルギー基本計画では、原子力防災対策について「災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法の規定により、防災基本計画及び原子力災害対策指針等に基づき策定される地域防災計画・避難計画について、「地域原子力防災協議会」の枠組みの下、国と関係地方公共団体等が一体となって、地域ごとに具体的に解決すべき課題を検討し、その計画の具体化・充実化を進める。」とされています。</p> <p>このように、原子力災害時の避難計画は、地域の実情を熟知している自治体と専門的な知見をもつ国が一体となって策定していますので、国は、当事者である国が避難計画を法的に認可することは、適当ではないとの考えを示しており、県も同様に考えています。</p> <p>原子力災害時の避難計画については、県は地域防災計画とは別に、広域の避難計画を策定し、地区ごとの避難先や避難ルート、避難行動要支援者の避難先や避難手段、放射性物質放出後に必要となる避難退域時検査の体制等の避難に必要な事項を定めています。また、バス等により避難する際の集合場所となる一時集結所や生徒・児童・園児等の保護者への引き渡し手順、避難先自治体への職員派遣等、より詳細な内容については各市の計画に定めるなど、全体として具体的な避難対策を定めているところです。</p>
2	<p>1. 福島原発での事故の検証も十分できていない                  2. ミス、隠ぺいを繰り返す中電の対応が信じられない                  3. 高濃度汚染物の行き先が決まっていない                  4. 事故時の避難対策の具体策ができていない                  5. 再稼働について説明が済んだとされているが一般の市民は知らない</p>	<p>1. 福島第一原子力発電所事故については、国の原子力規制委員会等による様々な調査で、電源喪失後の発電所の状況や水素爆発が起きた原因など基本的なことは分かっており、事故の教訓として新たな規制基準に反映されています。なお、事故の詳細な状況の全てが解明されていないわけではないため、県では国への重点要望や全国知事会等を通じて、福島第一原子力発電所事故に係る事態の早期収束や事故の原因・対応の徹底的な究明等について、国に要請しています。</p> <p>2. 県では、原子力規制の主体である原子力規制庁に対し、組織・人員・手順・教育・訓練といったあらゆる面で、実際に中国電力でルールどおり行われているかということについて、厳格に検査を行うよう要請し、原子力規制庁からは、今後の検査について、検査官が中国電力における過去の不適切事案を念頭に厳格に行っていくとの回答を得たところです。県としては、引き続き、中国電力には安全意識改革を求めつつ、原子力規制庁には、検査等で中国電力の安全に対する姿勢・取組の確認を求め、その活動を注視していくこととしています。また、必要に応じて中国電力と結んでいる安全協定に基づき、立入調査を行うなど、適切に県としての対応をしていく考えです。</p> <p>3. 国は、第6次エネルギー基本計画において、資源の有効利用や高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する、いわゆる核燃料サイクルの推進を基本方針としています。高レベル放射性廃棄物の最終処分については、廃棄物を発生させた今の世代の責任として、将来世代に負担を先送りしないよう、国が前面に立って取り組むとしており、国内でも処分場建設に向けた文献調査が北海道の2町村で開始されています。核燃料サイクルの推進については、国が前面に立って取り組むべきものであり、県としては、再処理事業の進捗状況を注視していくとともに、引き続き政府に対し、取組を加速させるよう求めていく考えです。</p> <p>4. 原子力災害時の避難計画については、県は地域防災計画のほかに広域の避難計画を策定し、地区ごとの避難先や避難ルート、避難行動要支援者の避難先や避難手段、放射性物質放出後に必要となる避難退域時検査の体制等の避難に必要な事項を定めています。また、バス等により避難する際の集合場所となる一時集結所や生徒・児童・園児等の保護者への引き渡し手順、避難先自治体への職員派遣等、より詳細な内容については各市の計画に定めるなど、全体として具体的な避難対策を定めているところです。</p> <p>5. 県では、昨年9月に島根原発2号機の設置変更許可が出された後、政府等から県民の皆様に対し、安全性、再稼働の必要性、住民の避難対策等について、丁寧に説明いただく必要があると考え、関係市との共催による住民説明会を開催するなどし、幅広い意見を頂きました。その後、住民説明会等で出された意見に対する県の認識をまとめ、昨年12月に開催された県議会の特別委員会にお示ししたほか、県のホームページ（※）でもその内容を公表し、県民の皆様にお示ししています。島根原発2号機の再稼働の可否の判断に当たっては、今後、関係自治体や県議会の意見を伺い、総合的に判断していく考えです。</p> <p>（※）<a href="https://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/bousai/bousai/genshiryoku/doukou.data/gikai-omonaiken.pdf">https://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/bousai/bousai/genshiryoku/doukou.data/gikai-omonaiken.pdf</a></p>